

中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業 技術提案募集要領

1. 目的

大阪スマートエネルギーパートナーズの参加企業（以下「パートナー企業」という。）に対して、中小・ベンチャー企業等の技術シーズを提案し、商品化や共同研究等のビジネスマッチング等を行い、中小企業等のスマートエネルギー分野への参入、新技術の開発を促進するため、大阪スマートエネルギーパートナーズ設置要綱第7条第5項に基づき、中小・ベンチャー企業等のパートナーズ企業に対する技術提案について必要な事項を定めます。

2. 技術提案者の資格

法人、個人、事業規模・形態や資本金等の資格要件はありませんが、原則として、提案する技術や商品の製造、あるいは研究開発を行っているおおさかスマエネインダストリーネットワーク（以下「S I N」という。）の会員、その他の中小・ベンチャー企業や大学・研究機関、中堅企業等を対象とします。

3. 技術提案の対象分野

大阪スマートエネルギーパートナーズ設置要綱第2条（1）に記載のスマートエネルギー分野が対象であり、具体的には以下の技術が対象となります。

- (1) 燃料電池や太陽光発電等の創エネルギー技術
 - (2) 蓄電池や蓄熱等の蓄エネルギー技術
 - (3) LED、コージェネレーション、ヒートポンプ及び熱利用等の省エネルギー技術
 - (4) 風力発電やバイオマス発電等の新エネルギー技術
 - (5) AI・IoT 技術、情報通信等の第四次産業革命に関連する先端技術で、地球温暖化対策に貢献するもの（エネルギー利用効率の改善、物の生産・消費の効率化・削減、人・物の移動の削減、環境計測・環境予測等に関するもの）
 - (6) 上記(1)～(5)に関連する機器やその部品等に活用できる素材に関する技術
 - (7) 上記(1)～(5)に関連する機器の開発・製造に活用できる各種技術
- (例)・金属加工や樹脂加工に関する技術
・工場の生産工程の省力化等の間接的に省エネルギーに繋がる技術

また、得意とする技術や、独自の技術をベースにしたビジネスモデルの提案等、必ずしも製品として形になったものでなくても提案は可能ですが、技術開発を伴わないビジネスプランの提案、汎用的な商品の販売に関する提案、受託業務のPR、データの裏付のないアイデア等の提案は、技術提案の対象外となります。

4. 手数料

提案書の提出に係る手数料は無料です。

5. 技術提案申込書の作成にあたって

(1) 提案内容に関する知的財産権

特許、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権及び企業秘密、ノウハウ等の法的保護については、提案者の方で対応していただく必要があります。

また、提出された提案内容については、外部専門家等へ内容確認する等の場合を除き、原則として提案先の企業以外へ提供することはありませんが、企業秘密及びノウハウ等の公開できない情報を技術提案申込書に掲載しないようご注意ください。

(2) 提案先企業の選定

希望される提案先の企業は、パートナー企業から選定してください。参加企業の一覧表は以下のホームページに掲載しています。

なお、提案先企業については、提案内容に即して適切に選定してください。

【ホームページ】

<http://www.pref.osaka.jp/energy/suma-toenerugi/index.html>

(3) 技術提案申込書記載の際の注意事項

技術提案に関する連絡調整等は、原則としてメールで行いますので、必ずメールアドレスをご記載ください。

また、提案先企業の窓口の方は必ずしも提案内容の専門家とは限りませんので、データ、図表等を活用する等、できるだけわかりやすく簡潔に記載してください。

6. 技術提案申込書の提出

技術提案申込書は、随時受け付けています。府ホームページから技術提案申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項をご記載の上、事務局宛てメールで送付してください。

事務局で受理した後、申請者に対して受付確認の連絡をメールで行います。事務局からの受付確認のメールをご確認いただいた後、押印の上、事務局宛て郵送してください。

なお、郵送された技術提案申込書については返却しませんので、ご了承ください。

提出・お問合せ先【事務局】

大阪府 商工労働部 産業創造課 新エネルギー産業グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

電話番号 06-6210-9484（直通）

メールアドレス：shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp

（注）メールの件名を「技術提案申込書」としてください。

7. 技術提案申込書の内容確認

ご提出いただいた技術提案申込書は、事務局において、「3 技術提案の対象分野」に該当するか等の確認を行います。対象分野でない場合は、技術提案申込書を受理できませんので、メールでその旨をご連絡いたします。

また、内容について事務局又は府が委嘱するアドバイザー等からヒアリングをさせていただくこと

がありますので、ご協力をお願いします。

8. 商品化や量産化にあたっての助成金

中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業では、助成制度は設けていません。国等の公的な補助制度の活用をお考えの方でご不明な点がございましたらご相談ください。

9. その他

- ・パートナー企業とのマッチングに至った技術提案者に対して、事務局から進捗状況について問い合わせさせていただくことがありますので、ご協力いただきますようお願いします。
- ・本事業では、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報が漏洩したり滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、条例の規定に基づき、本事業の範囲内でのみ利用し、目的外の利用は行いません。
- ・技術提案に係る情報のうち、公にすることによりその競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（生産技術上のノウハウ、経営上の秘密等の営業秘密）については、第三者に漏えいせず、また本業務の遂行以外の目的に使用しません。
- ・技術提案される中小・ベンチャー企業でS I Nに未加入の場合は、入会をご検討ください。